

熊本県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）における特別支援教育の振興を図るため、障がい児の就園する私立の幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において特別支援教育を行うのに必要な教育費の一部を補助することとし、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「障がい児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、次のいずれかの書類に基づき、心身に障がいを有するため教育上特別な配慮を要すると知事が認めたものをいう。

- (1) 当該幼児の心身の障がいの区分及び程度が明記された医師の診断書又は児童相談所、保健所、診療所その他これらに準ずる機関の判定書、意見書等
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく身体障害者手帳
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に基づく療育手帳
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第17条第1項に規定する特別児童扶養手当証書

(対象幼稚園等)

第3条 補助の対象となる私立の幼稚園等は、当該年度の5月1日現在又は10月1日現在において、障がい児を就園させ、かつ、当該障がい児の教育に当たる専任の教員（幼稚園教諭の免許状を有するものに限る。）を置く学校法人立の幼稚園等とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、私立の幼稚園等における障がい児の教育に必要な経常的経費とする。

- 2 補助金の額は、当該年度の5月1日現在又は10月1日現在において、障がい児が1人就園する幼稚園等においては補助基準額392,000円以内の額とし、障がい児が2人以上就園する幼稚園等においては補助基準額784,000円以内の額に障がい児の数を乗じて得た額とする。
- 3 次のいずれかに該当する幼稚園等に就園する、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づき、同法第19条第1項第2号に掲げる区分の認定を受けている障がい児についても対象とする。
 - (1) 幼稚園型認定こども園（幼稚園部分が学校法人立のものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日以前に設置された学校法人立の園で旧接続型のものに限る。）

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、様式第1によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 別紙第1号様式
- (2) 就園する障がい児一覧 別紙第2号様式
- (3) 収支予算書(特別支援教育に関するもの) 別紙第3号様式
- (4) 特別支援教育専任教職員等の個人別給与支給予定調書 別紙第4号様式
- (5) 特別支援教育とその他教育・保育の按分計算内訳 別紙第4号様式別添
- (6) 教育研究経費支出予定明細書 別紙第5号様式
- (7) 教育研究用機器備品等購入予定明細書 別紙第6号様式

3 第1項の申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は、1部とする。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、様式第3によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 収支決算書(特別支援教育に関するもの) 別紙第7号様式
- (2) 特別支援教育専任教職員等の個人別給与支給実績調書 別紙第8号様式
- (3) 特別支援教育とその他教育・保育の按分計算内訳 別紙第8号様式別添
- (4) 教育研究経費支出明細書 別紙第9号様式
- (5) 教育研究用機器備品等購入実績明細書 別紙第10号様式

3 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、別に通知する日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(様式第4)により行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、様式第5によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条の別に定める期間は、翌年度から5年間とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年11月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年(2019年)11月14日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)11月12日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。